

意見

(総論)

1. パーソナルデータ活用の経済的・社会的意義をより明確に分析したうえで、パーソナルデータの利活用の促進とプライバシー保護との調和を図るという視点を盛り込む必要がある。
2. 国際的なデータ流通に対応できる柔軟なルールを設定すべきである。

(「Ⅲ. パーソナルデータの利活用の枠組み 1~5」関係)

3. 保護されるパーソナルデータの範囲の外延が不明確である。個人識別性がなくても「実質的に特定の個人と継続的に結びつく」「特定の個人を識別することができるようになる可能性が高く」とあるが、プライバシーの観点からの具体的な保護法益レベルが必ずしも明らかになっておらず何が問題になるのか判然としません。取得、利用、第三者提供等といった利活用時点の違い、利用する主体が複数かどうか、データ利用目的の違いなどの利用パターンを精緻に分析し、個々にどのような問題がありプライバシーとの関係でどのような問題を生じさせるのかを分析する必要がある。

(「Ⅲ-8 国際的なパーソナルデータの利用・流通の確保」関係)

4. EUから第三国への個人データ移転制限が行われていることに対して、EUに展開している日本企業が多大な負担を負うことを回避する必要がある。その観点から、政府全体として、EUデータ保護規則案の修正や日本への特例措置を認めさせる等の強力な交渉体制を構築する必要がある点を盛り込むべきである。

以上